

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 池田 慎久

年月日	令和4年4月～令和5年3月			
年会費名	奈良政策研究会 会費			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	研修会や講演会、意見交換会などを通じて各種情報を収集し、奈良県政の発展と地域活性化に取り組む議員活動に役立てることを目的とする。			
按分率の説明	按分率 66.6% R4.4月～R5.3月 毎月会費 5,220 円のうち 3,476 円を充当			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆本会の活動内容 奈良県の活性化や地方創生等、政策面での研修会や講演会を実施。参加者との意見交換や情報交換を実施。 ◆本会の活動頻度 年4回程度の研修会、講演会等を実施。 ◆参加者の状況 奈良県議会議員をはじめ県下市町村議会議員、企業経営者や幹部社員が参加。 研修会や講演会、意見交換会などを通じて各種情報を収集し、奈良県政の発展と地域活性化に取り組む議員活動に役立っている。 			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	4月会費 5/2	5,220 円	研修会・講演会等費用	1 3
	5月会費 5/31	5,220 円	研修会・講演会等費用	2 4
	6月会費 6/30	5,220 円	研修会・講演会等費用	3 7
	7月会費 8/1	5,220 円	研修会・講演会等費用	5 1
	8月会費 8/31	5,220 円	研修会・講演会等費用	6 3
	9月会費 9/30	5,220 円	研修会・講演会等費用	7 5
	10月会費 10/31	5,220 円	研修会・講演会等費用	8 7
	11月会費 11/30	5,220 円	研修会・講演会等費用	1 0 2
	12月会費 1/4	5,220 円	研修会・講演会等費用	1 2 1
	1月会費 1/31	5,220 円	研修会・講演会等費用	1 3 4
	2月会費 2/28	5,220 円	研修会・講演会等費用	1 4 7
	3月会費 3/31	5,220 円	研修会・後援会等費用	1 5 7
	合計	62,640 円 (うち 41,712 円を充当)		
備考	添付資料： 奈良政策研究会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約

(名称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。

(目的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発行及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。

2 2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 会長……………1名 | (4) 政策委員長……………5名 |
| (2) 副会長……………2名 | (5) 会計……………1名 |
| (3) 幹事長……………1名 | (6) 会計監査……………2名 |

2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。

3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

- 第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。
- 3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

- 第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経費)

- 第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

- 第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

- 第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 池田 慎久

年 月 日	令和4年7月15日(金)				
表題と発行部数	池田のり久県政報告2022(令和4年奈良県予算が成立!ほか) 123,000部				
対象者	奈良市および山添村在住者、奈良県内在住者、奈良県内事業者				
配布方法	手配り9,400部、新聞折込4,300部、ポスティング109,300部				
発行目的	奈良県政および奈良県議会における取り組み等について、広く県民に広報することを目的とする。 また県民からご意見やご要望等を拝聴する機会とする。				
按分率の説明	按分率89.9% 県政報告の紙面の面積のうち、議員氏名、議員写真、政党名等の記載部分の面積を除く89.9%を充当。				
内容	令和4年度奈良県予算が成立! 奈良新『都』づくり戦略 通学路の緊急点検 近鉄大和西大寺駅周辺の立体交差化と近鉄奈良線の移設事業 JR新駅と鉄道高架化 新しいまちづくり(八条・大安寺地区) 新型コロナウイルス感染症対策と中小・小規模事業者への支援				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	チラシ配布料(折込)	地域情報ネットワーク(株)	432,828円	単価3.6円× 109,300部 +消費税	44
	チラシ折込料	ダイニチ印刷	13,244円	単価2.8円× 4,300部 +消費税	11}
備考	※89.9%充当 合計 446,072円(充当額401,018円) 添付資料:池田のり久県政報告2022(令和4年度奈良県予算が成立!)				

注 発行した広報紙を添付してください。

新型コロナウイルス感染症対策の強化と、中小企業や小規模事業者への支援を強く要望

新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになりました方々に謹んでお悔やみ申し上げます。そして、新型コロナウイルスに感染され、現在、病院・宿泊療養施設・介護施設・自宅等において、治療や療養をされている方々の一日も早いご回復をお祈りしております。また、医療や介護に従事されている方々をはじめ、新型コロナウイルスと最前線で戦っておられます方々には、心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による感染が広がってから、2年余りが経過しました。これまで、感染拡大の大きな波が繰り返されてきましたが、今年に入り猛威をふるっているオミクロン株による第6波の感染拡大は、第5波までとは違い、奈良県においては、連日1,000人を超える感染者が発表される日が続いており、ピークを越えたとはいえ、今なおお多くの新規感染者が報告されています。

第6波では、医療関係者や介護従事者、子供たちにも感染が広がったことにより、感染者が急増し、保健所業務が急増し、医療が逼迫しました。さらに子供たちにも感染が広がったことにより、その家族が仕事を休まなければならなくなり、その中にはエッセンシャルワーカーも多く含まれ、医療・介護等の現場は深刻な状況に陥りました。オミクロン株は、感染力は強いものの、重症化リスクは低い特性を持つとされ、実際、大多数の感染者が無症状であったり、発熱や喉の痛み、咳などの症状が出た人も数日間ですぐに治るとされ、実態、大多数の感染者が無症状でしかなければ、感染拡大が止まり、なかなか感染者が減らない中で、この間、病院や介護施設で感染が広がりがラスタが発生するなど、市中感染の拡大とともに、とりわけ重症化しやすい高齢者の感染が広がり、医療はますます逼迫し、受け入れ病院が決まらず、救急搬送困難事例が増えるなど、医療提供体制の再構築が急務となりました。奈良県は、これまで「大阪と奈良との往來が多いため、大阪が増えれば奈良も増える。大阪が減れば奈良も減る。その増減は、大阪の感染者数の1/10で推移している。構造的な問題だ。」と繰り返しています。

確かにその通りですが、池田のり久は「奈良県で、もってこいできることはないだろうか。もって感染者数を抑制することは出来ないだろうか。」とずっと考えてきました。

また、池田のり久は、県民の皆さまの声を受け、これまで委員会など公の会議の場で【まん延防止等重点措置】の必要性や、奈良県の対応方針を強いメッセージとして発信していただきたいと提案してきましたが叶いませんでした。しかしながら、感染拡大時には、正しい情報をもとに、県民の皆さまと認識をしっかりと共有し、みんなでの感染防止対策に取り組みたいければ、大阪の1/10ではなく、1/20、1/30に感染者数を抑えることが出来るのではないかと、重症者を減らし不幸にもお亡くなりになる方を防げるのではないかと、池田のり久は思っています。

また、感染者数を抑えることにより、医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス感染症に、最前線で対応にあたっていただいている皆さんの負担軽減に繋がることは言うまでもありません。

県民の皆さまの大切な命と健康を守るため、顕在化している課題を解決し、高齢者の重症化予防に重点を置いた医療提供体制の再構築を進めることと併せて、3回目のワクチン接種を加速させるなど、新型コロナウイルス感染症対策の強化に取り組んでいただくよう要望しました。

そして、経済対策では、地域密着で事業を営む地元企業が元気であれば、地域経済は活性化し、地域社会の発展に資するとの考えから、大きなダメージを受けている中小企業や小規模事業者への支援についても要望しました。県は新年度予算において「制度融資」や「いまなら。キャンペーン」の継続など、企業の経営支援や売上回復に役立つ施策を拡充していますが、今後、新型コロナウイルスの影響がさらに長期化すると、より一層深刻な状況になりかねないことから、新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業等の実態をふまえ、機動的かつ力強い支援を要望しました。



池田のり久 奈良県議会議員
奈良県議会 経済労働委員会 委員
総合防災対策特別委員会 委員

新時代！奈良へ挑戦！！
奈良の安心・元氣・未来をつくる

池田のり久

奈良県議会議員 自由民主党 2期目

池田のり久事務所 奈良市宝来3丁目1-10
〒631-0845 TEL 0742(48)0680
FAX 0742(48)0686

奈良県議会 経済労働委員会 委員
総合防災対策特別委員会 委員

令和4年度奈良県予算が成立！

大一歳会計予算規模 **5,503億1,000万円**

大予算編成の考え方
奈良県は、他県に比べ、人口減少と高齢化が急速に進むことから、この影響を緩和し、持続的に発展していくため、各種施策を展開しており、さまざまな分野で成果が現れています。

令和4年度予算では、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、地域の自立を圖り、くらしやすい奈良県を創

奈良新創！くらし戦略」は9分野に分かれ、29の戦略テーマ、105の取組で構成されています

- I <<栄える「部」をつくる>>
～奈良県経済の好循環を促し、働きやすく、就業しやすい奈良県にする～
- II <<賑わう「部」をつくる>>
～奈良が有する自然・歴史・文化資源を活用し、観光産業を振興する～
- III <<愉しむ「部」をつくる>>
～県民が安心して快適に暮らし続けられる奈良をつくる～
- IV <<便利な「部」をつくる>>
～県土マネジメントを推進し、効率的で便利な交通基盤をつくる～
- V <<健やかな「部」をつくる>>
～健康寿命日本一を目標に、高齢者、障がい者を含む、誰もが健やかに暮らせる地域をつくる～
- VI <<智恵の「部」をつくる>>
～すべての県民が、生涯長く学び続けられ、奈良の歴史文化に親しめる地域をつくる～
- VII <<豊かな「部」をつくる>>
～県内の農・畜産・水産業・林業の振興、農村活性化、脱炭素エネルギー政策、森林を護る施策を進める～
- VIII <<誇らしい「部」をつくる>>
～奈良のポテンシャルを最大限に活かしたまちづくりを進め、地域の新たな未来を切り開く～
- IX <<爽やかな「部」をつくる>>
～奈良が持つ行政資源を総動員し、効率的、透明な行政を実現～



るため、奈良県政の諸課題を解決し、これからの奈良県発展の基台骨となるプロジェクトを基軸として「奈良新創」づくり戦略2022」を取りまとめ、着実に諸施策を実行していきます。

特に、15年後に全線開業をめざすリニア中央新幹線「奈良市附近駅」の早期確定、南海トラフ巨大地震を想定した大規模広域防災拠点整備（五條市）、リニア中央新幹線～関西国際空港との接続線の具体化を進めています。

また、リニア中央新幹線の開業時期を目標として、大和平野中央スーパードライ橋梁の実現（磯城郡3町）や、京奈和自動車道の全線既成にも取り組んでいます。

通学路の緊急点検をふまえ、安全対策の早期実施と継続的な取り組みを強く要望!

千葉県八街市で、昨年6月に発生した、下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷するという痛ましい交通事故を受け、政府が全国へ向けて通学路の安全点検実施を要請しました。

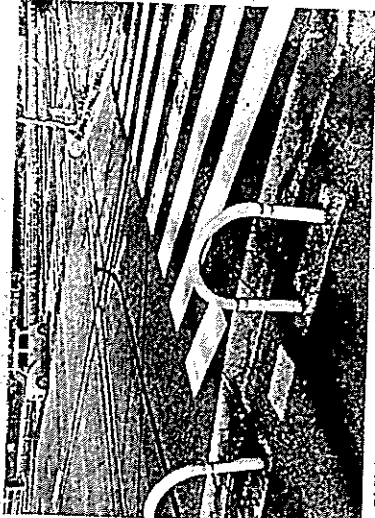
奈良県においては、通学路の実情をよく知る学校やPTAなど地域住民の協力を得ながら、県教育委員会や市町村教育委員会、警察、道路管理者が、合同で小学校・中学校・幼稚園などの通学・通園路の安全点検を実施していただいた結果、県内の通学路において1,334箇所に対策必要箇所が判明しました。

奈良県では、通学路の安全を早期に確保する観点から、即効性の高い対策として、防護柵の設置をはじめ、歩道が狭い通学路においては、児童が歩くスペースを緑色でカラー舗装していただくなど、今年度から早速、603箇所の安全対策を実施(予定を含む)していただいております。

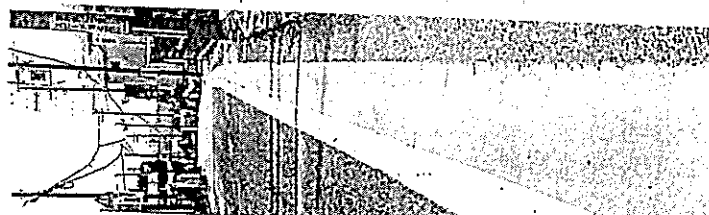
さらに、新年度においても、通学路の安全対策のため、重点的に予算を確保していただいております。順次、危険箇所の改善に向けて取り組んでいただけることになりました。

なかでも、抜本的対策が必要な歩道の新設や拡幅については、大変重要であり、予算の中で、予算の確保と地域の協力を得ながら進めていただきたいと思いますし、今後の道路環境の変化や宅地開発、工場立地などにより新たな危険箇所も出現すると思われ、今後、これらも市町村や関係機関と連携協力して、通学路の安全対策に取り組んでいただくよう強く要望しました。

▲横断歩道・停止線・標識の設置
児童が歩くスペースを緑色でカラー舗装



▲防護柵の設置

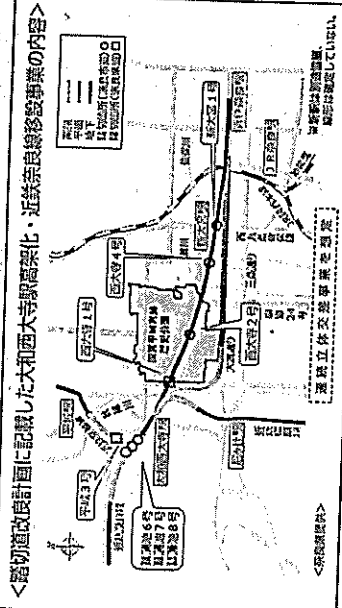


▲横断歩道・停止線・標識の設置

児童が歩くスペースを緑色でカラー舗装

近鉄大和西大寺駅周辺の立体交差化と近鉄奈良線の移設事業を推進!

令和3年3月、近鉄大和西大寺駅西側の開かずの踏切を含む8つの踏切改修計画の中で、近鉄大和西大寺駅の高架化を含む周辺の連続立体交差化と近鉄奈良線の移設を奈良県・奈良市・近畿日本鉄道3者が合意しました。



この計画は、8つの踏切の除去による交通渋滞の解消に加え、踏切事故などがなくなることに由来する安全性の向上など、大きな効果が期待されます。また、新しい駅が設置されることにより、近鉄大和西大寺駅の再整備による機能向上と併せて、沿線地域の活性化に大きく貢献する事業です。から、沿線の住民はもちろんだが、県民の関心と期待は非常に大きいものがあります。

この計画においては、全国でも珍しく複雑な構造を有する近鉄大和西大寺駅を高架化しますし、線路の移設に伴って広範囲に影響が生じることが予想されています。また、この事業は、工事の難度も高いため、工事費は1,260億円、完成までの工期は約40年間に及ぶ大事業です。

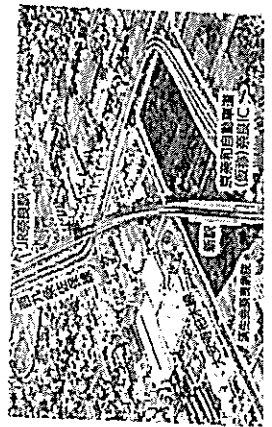
3者合意からちょうど一年が経ちました。今年4月以降、奈良県は早期の事業認可・工事着手に向け、連続立体交差事業本部調査に着手するとともに、新駅設置の検討や、鉄道線形の検討など、計画の具休化に向けた協議・検討を進めます。(令和4年度予算7,000万円)

池田のり久は、この事業の早期実現を期待していますが、事業に関係するエリアが非常に広大であること、また長期間にわたることから、地元住民の理解と協力がなされるには事業が円滑に進まないものと考えています。また近鉄奈良線の移設において、とりわけ新たに線路を造る秋篠川周辺のルートはどの辺りになるのか、いつ決まるのか、そういった声も聞かれ、線形によっては、地味に分断される恐れもああることから、周辺住民の皆さんから様々な意見や要望が池田のり久へ寄せられています。

1. 近鉄大和西大寺駅周辺の立体交差化と近鉄奈良線の移設事業等とを望ませていただきました。
2. 池元住民をはじめとした関係者との議論を十分に重ね、丁寧な周知を行うとともに、理解と協力を得ながら進めていただきたい。
3. 近鉄奈良線の移設部分の線形については、ルートによって地域を分断する恐れがあり、十分に配慮していただきたい。
4. 開かずの踏切を含む改良が必要とされた8つの踏切の当面の安全対策と渋滞対策については是非検討してほしい。

JR新駅設置と鉄道高架化 新しいまちづくりを推進!

奈良県とJR西日本は、JR関西本線の奈良駅と郡山駅の間に、新駅の設置と鉄道の高架化に取り組んでいます。また、新駅のすぐ南側には京奈和自動車道の(仮称)奈良ICが設置されることから、周辺道路の整備と新しいまちづくりを県と市が連携して推進してまいります。



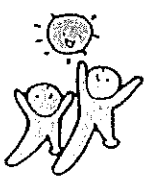
第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 池田 慎久

年 月 日	令和4年12月15日(金)				
表題と発行部数	池田のり久県政報告(農業肥料価格高騰対策事業) 30,000部				
対象者	奈良市および山添村在住者、奈良県内在住者、奈良県内農業関係者				
配布方法	手配り23,600部、新聞折込6,400部				
発行目的	奈良県政および奈良県議会における取り組み等について、広く県民に広報することを目的とする。 また県民からご意見やご要望等を拝聴する機会とする。				
按分率の説明	按分率74.7% 県政報告の紙面の面積のうち、議員氏名、議員写真、政党名等の記載部分の面積を除く74.7%を充当。				
内容	農業肥料価格高騰対策事業の概要および申請方法等ご案内				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代・折込代	ダイニチ印刷	235,136円	印刷単価6.528円 ×30,000部 +消費税 折込単価2.8円 ×6,400部 +消費税	110
	印刷データ作成代	(株)ネストン	32,785円	データ作成一式 29,400円+消費税 +振込手数料445円	115
備考	※74.7%充当 合計 267,921円(充当額200,136円) 添付資料:池田のり久県政報告(農業肥料価格高騰対策事業)				

注 発行した広報紙を添付してください。



奈良県議会 経済労働委員会 委員
総合防災対策特別委員会 委員



発行 奈良県議会議員 池田のり久
池田のり久事務所 奈良市宝来3丁目1-10
都祁・山添連絡所 奈良市針ヶ別所町1282
公式ホームページ ikeda-norihisa.jp



今こそ、世代交代!

奈良県議会議員

池田

 自由民主党
(2期目)

のり久

県政報告

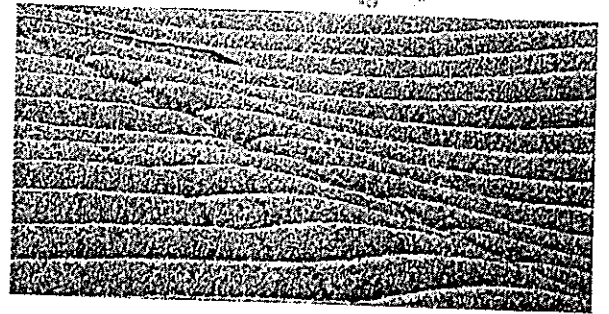
農業 肥料価格高騰対策事業

肥料価格上昇分のうち

国が70%を支援

県も15%を上乗せ支援

農業者の声を受け
池田のり久が県議会で
強く要望し実現!



世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、国内でも肥料価格が急騰しており、農業者が悲鳴をあげています。

国は海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用等の取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援する肥料価格高騰対策事業を実施します。

この事業の内容は、肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料価格上昇分の70%を支援するものです。

池田のり久は、国の支援事業を受け、農業を支え、農業を守るためにも、奈良県として「上乗せ支援をすべきだ」と8/17の奈良県議会 経済労働委員会で強く要望したところ、早速9月議会で15%の上乗せ支援を実施するとして補正予算(予算額3,100万円)を措置していただくことが出来ました。これにより国と県あわせて肥料価格上昇分の85%が支援されます。

支援額の算定は、今年の肥料コストに対して、前年からの価格上昇率や化学肥料低減の取組により、肥料コストの増加額を算定し、その85%が支援されることとなります。

対象となるのは、令和4年秋肥～令和5年春肥として購入した肥料です。 <裏面参照>

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。(国+県事業)

支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料(本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、国が70%、県が15%、合わせて85%を支援します。

支援金 =

$$\left(\text{当年の肥料費} - \left[\frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \times \text{使用量低減率}}{\text{統計データを基に決定}} \right] \times 0.9 \right) \times 0.85$$

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- ① 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入価格がわかるもの(注文票など)
 [本年秋肥と来年春肥は、まとめて申請(一括)して下さい。注文票のほか、領収書または請求書が必要です。]
- ② 化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと
 (右の計画表のチェックシートで申告していただきます。)

右の化学肥料低減計画書 取組メニューをご参照下さい。

申請方法

農業法人・農家組合・水利組合・営農組合など5戸以上の農業者グループで申請して下さい。申請については、奈良県農業水産振興課(TEL 0742-27-7442)へお問い合わせ下さい。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

- 令和4年10月 奈良県議会9月定例会 補正予算(10/12議決)
- 令和5年1月頃 農業者グループからの申請(秋肥・春肥分一括)
- 令和5年3月 農業者グループへの支援金の交付

農業者の皆様にご記入いただくもの

実施案種 参考様式第2号

化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積(ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

秋用肥料	春用肥料	年間

注 該当欄に〇

氏名(法人・組織名)
住所
電話番号

- 1 実施する(してきた)取組メニューに「〇」を付けてください。
- 2 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

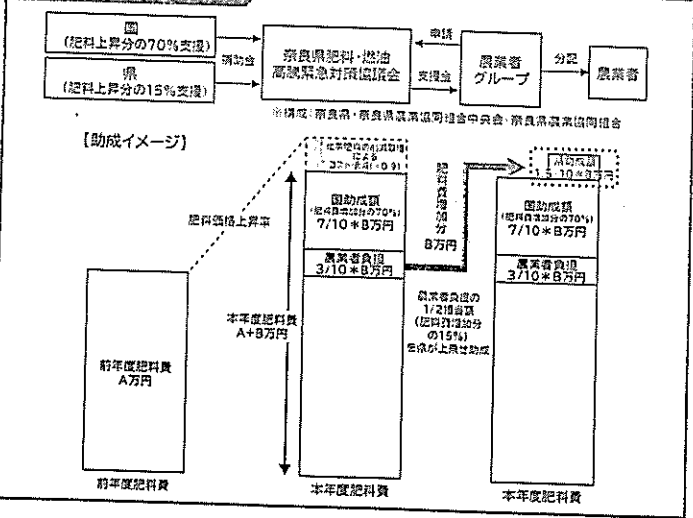
取組メニュー	前年度又は令和4年度の実施	令和4年度又は令和5年度の実施
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の感応入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 河泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内産物の利用(工とす以外)		
キ 有機質肥料(堆肥・厩肥等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 成分肥料(複肥配合を含む)の利用		
ク 可変施肥機の利用(ローンの活用等を含む)		
シ 農用資材(割草機、うね立て用耕機、覆土機等)の利用		
ス 育苗箱(ポット箱)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(アースに依るものを除く。)		
ソ 地域特産物の利用		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確認します。
 令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。
 ※チェック欄にチェックした上で署名してください。
 氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発生したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

他にも申請時に記入していただく書類がありますのでご確認ください。

申請の流れ



申請窓口

- 奈良市の 農業者グループ: 北部農業振興事務所 農業振興課 大和郡山市満願寺町60-1 郡山総合庁舎内 TEL 0743-51-0372 FAX 0743-54-5512
- 山添村の 農業者グループ: 東部農林振興事務所 農業振興課 宇陀市榛原三宮寺125 大和野菜研究センター内 TEL 0745-82-3248 FAX 0745-82-1118

お問い合わせ先 申請についてわからないことがあれば、県 農業水産振興課へお電話下さい。
 奈良県 農業水産振興課 農産物ブランド戦略係
 TEL 0742-27-7442 / FAX 0742-22-9521



奈良の安心・元気・未来をつくる!

ご意見・ご要望は、池田のり久事務所へお気軽にご連絡下さい。TEL 0742-48-0680 / FAX 0742-48-0686

令和4年度事務所状況報告書

会派・議員名 池田 慎久

①政務活動事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市宝来 3-1-10 電話 0742-48-0680 延べ床面積 264.08 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自宅)
④所有区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先所有者 <input type="checkbox"/> 第三者) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 264.08 m ² (a) ※自宅全体面積 264.08 m ² うち政務活動使用面積 105.06 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 105.06 / 264.08 → 按分率 39.7%
⑥事務所賃借料の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 39.7% (按分率の考え方: 上記⑤と同様に按分率 39.7%を充当)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。